

令和7年度  
半田市水道事業  
**市有土地貸付**

# 一般競争入札のしおり

|      |                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年10月20日（月）から<br>令和7年11月14日（金）まで                                   |
| 開札日  | 令和7年11月20日（木）<br>受付 午前10時00分～<br>開札 午前10時30分～<br>会場 半田市役所 会議室401（4階） |

半田市水道部上水道課  
TEL（0569）84-0680（ダイヤル）

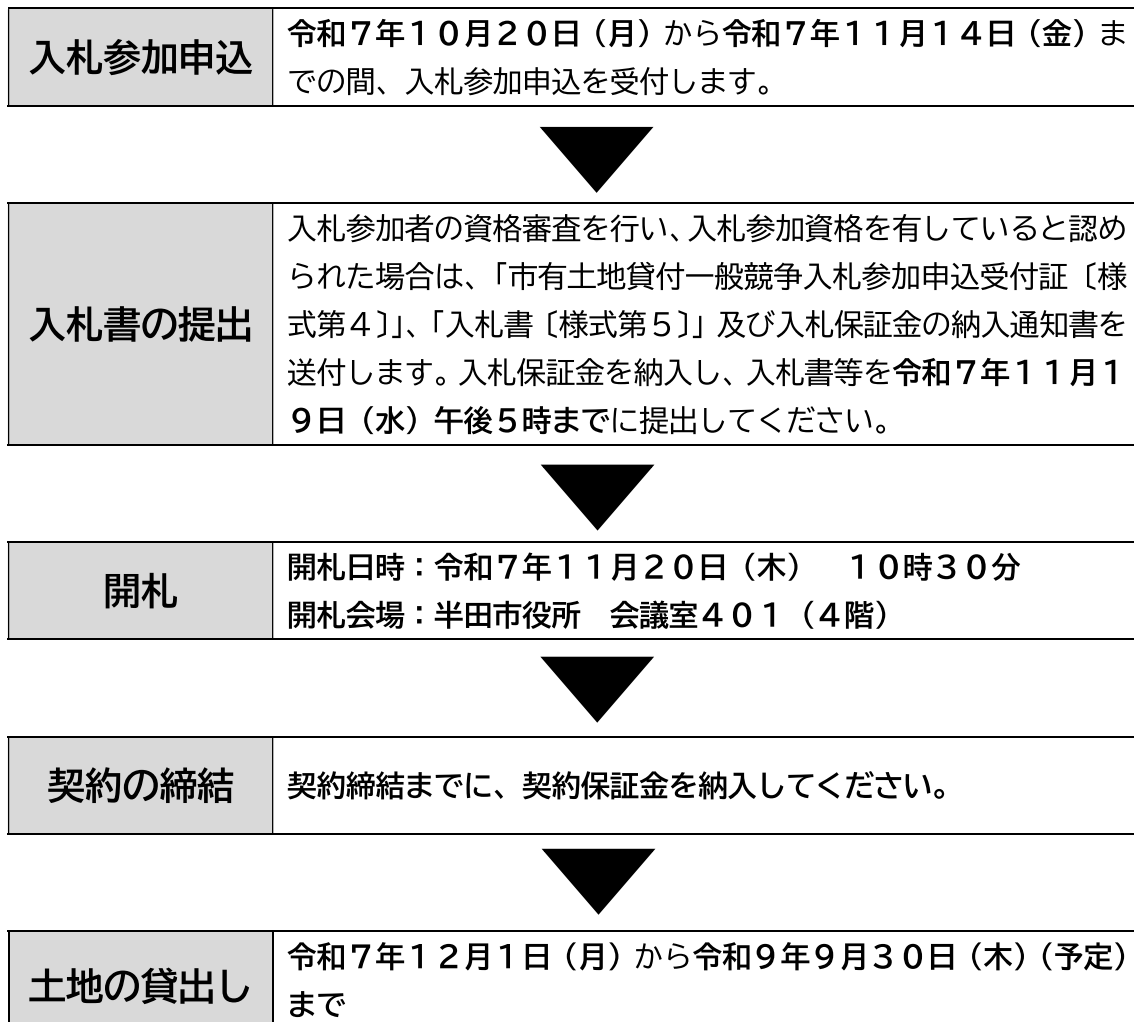
# 目次

---

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ◆ 一般競争入札による市有土地の貸付の流れ（概要） ..... | 1  |
| ◆ 入札説明書 .....                   | 2  |
| 1. 貸付予定期間.....                  | 2  |
| 2. 条件.....                      | 2  |
| 3. 入札参加者の資格.....                | 4  |
| 4. 物件の貸出し及び事前説明 .....           | 4  |
| 5. 入札参加申込.....                  | 5  |
| 6. 入札保証金 .....                  | 6  |
| 7. 入札金額.....                    | 6  |
| 8. 入札.....                      | 6  |
| 9. 開札.....                      | 8  |
| 10. 貸付契約 .....                  | 8  |
| 11. 契約保証金.....                  | 9  |
| 12. その他.....                    | 9  |
| 13. 問い合わせ先 .....                | 9  |
| ◆ 物件概要.....                     | 10 |
| ◆ 位置図.....                      | 11 |
| ◆ 市有土地貸付一般競争入札参加申込書 .....       | 12 |
| ◆ 委任状.....                      | 14 |
| ◆ 誓約書.....                      | 16 |
| ◆ 市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証 .....     | 18 |
| ◆ 入札書.....                      | 19 |
| ◆ 土地利用計画書.....                  | 21 |
| ◆ 市有財産有償貸付契約書（案） .....          | 22 |

## 一般競争入札による市有土地の貸付の流れ（概要）

---



# 入札説明書

## ◆入札物件一覧表

| 物件<br>番号 | 所在地番<br>(半田市) | 地目 | 対象<br>面積<br>(㎡) | 最低<br>入札価格<br>(円/月額) | 貸付期間<br>(予定)            | 入札保証金   | 用途地域                |
|----------|---------------|----|-----------------|----------------------|-------------------------|---------|---------------------|
| 1        | 星崎町一丁目7番      | 宅地 | 1049.85         | 156,823              | R7.12.1<br>～<br>R9.9.30 | 160,000 | 第一種低<br>層住居専<br>用地域 |
|          | 星崎町一丁目8番      |    |                 |                      |                         |         |                     |

## 1. 貸付予定期間

令和7年12月1日(月)から令和9年9月30日(木)

## 2. 条件

### (1) 使用上の制限等

- ア 用途は、駐車場その他の一時的な敷地利用の用に供するものに限定すること。
- イ 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- ① 借り受けた財産を転貸しないこと。
  - ② 借り受けた権利を譲渡しないこと。
  - ③ 借り受けた財産の形状若しくは性質を変えないこと。
- ウ 使用者は、貸付物件を次に掲げる用途に使用してはならない。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの。
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業。
- エ 土地形状を変更する場合は、土砂の流出抑制に努めること。
- オ 土地使用にあたり必要となる各種手続きは、使用者の責任において行うこと。
- カ 工作物等の設置や舗装・掘削等の工事を行う際は、事前に書面をもって市の承認を受けること。

キ 使用者は、使用している貸付物件及び工作物等を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

## (2) 契約の解除

次のことが確認された場合、契約を解除する場合がある。ただしこれに要する一切の費用は使用者の負担とする。

- ア 水道事業で使用する必要が生じたとき。
- イ 貸付物件の維持管理が適切でないとき。
- ウ 貸付料を指定期日までに納めないとき。
- エ 使用者が指示若しくは命令に従わないとき。
- オ 詐欺の手段をもって契約をしたとき。
- カ 契約に定める義務を履行しないとき。

## (3) 原状回復

使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。貸付期間中の契約の解除により返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。

## (4) 損害賠償等

- ア 使用者は、その責に帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失あるいは毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。
- イ 使用又は工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、使用者の負担においてその損害を回復すること。
- ウ 市は使用者が、地方自治法その他関係法令の規定又は契約に定める義務及び市長の指示、命令等を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行することがある。ただし、これに要する一切の費用は使用者の負担とする。
- エ 市は、使用許可物件において事件又は事故が発生したことにより、使用者及び利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを一切負わない。
- オ 使用者は、使用物件に投じた改良のため有益費、必要経費その他の費用を請求できない。

### 3. 入札参加者の資格

---

#### (1) 資格

個人又は法人とし、貸付代金が支払い可能で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方は申込が可能です。

#### (2) 欠落条項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者

イ 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

エ 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

① 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

② 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市内に本店を有する法人が入札参加申込をする場合に限る。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

### 4. 物件の貸出し及び事前説明

---

物件の貸出しは現状のまま行います。

現地説明会は実施いたしませんので、入札の執行に先立ち、物件概要を熟読し、現地において現況等を十分に確認し、関係公簿等を閲覧のうえ、入札してください。

その他、用途等により、各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。

## 5. 入札参加申込

この入札に参加するには、「入札実施要領」、「入札関係書類」（以下「入札実施要領等」という。）の入手及び事前の入札参加申込が必要となります。

### (1) 入札参加申込の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |       |                                                                                                                               |       |                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間  | 令和7年10月20日（月）～令和7年11月14日（金）<br>（土曜日、日曜日、祝日を除く。）<br>午前9時00分～午後5時00分（水曜日のみ～午後7時00分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |       |                                                                                                                               |       |                                                                                                    |
| 受付場所  | 半田市役所2階 水道部上水道課<br>※郵送、電話、FAX、インターネットによる申込はできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |       |                                                                                                                               |       |                                                                                                    |
| 必要書類  | <p>申込に必要な書類のうち指定様式によるものは、本要領に添付しているほか、半田市のホームページからもダウンロードできます。</p> <p>(1) 市有土地貸付一般競争入札参加申込書〔様式第1〕</p> <p>(2) 委任状(代理人が入札書を提出する場合に限ります。)[様式第2]</p> <p>(3) 誓約書〔様式第3〕</p> <p>(4) 個人または法人に関する以下の書類<br/>※いずれも申込日から3か月以内に発行されたもの</p> <table><tr><td>個人の場合</td><td>① 住民票の写し（申込人本人のみ記載）<br/>（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）<br/>② 国税の納税証明書（その3）<br/>③ 半田市税に未納のない証明<br/>※半田市に納税義務がない場合は不要<br/>（②は直近3か年分、③は直近のもの）</td></tr><tr><td>法人の場合</td><td>履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本<br/>① 国税の納税証明書（その3）<br/>② 半田市税に未納のない証明<br/>※半田市に納税義務がない場合は不要<br/>（②は直近3か年分、③は直近のもの）</td></tr></table> <p>(5) 土地利用計画書〔様式第6〕</p> |  | 個人の場合 | ① 住民票の写し（申込人本人のみ記載）<br>（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）<br>② 国税の納税証明書（その3）<br>③ 半田市税に未納のない証明<br>※半田市に納税義務がない場合は不要<br>（②は直近3か年分、③は直近のもの） | 法人の場合 | 履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本<br>① 国税の納税証明書（その3）<br>② 半田市税に未納のない証明<br>※半田市に納税義務がない場合は不要<br>（②は直近3か年分、③は直近のもの） |
| 個人の場合 | ① 住民票の写し（申込人本人のみ記載）<br>（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）<br>② 国税の納税証明書（その3）<br>③ 半田市税に未納のない証明<br>※半田市に納税義務がない場合は不要<br>（②は直近3か年分、③は直近のもの）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |       |                                                                                                                               |       |                                                                                                    |
| 法人の場合 | 履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本<br>① 国税の納税証明書（その3）<br>② 半田市税に未納のない証明<br>※半田市に納税義務がない場合は不要<br>（②は直近3か年分、③は直近のもの）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |       |                                                                                                                               |       |                                                                                                    |

### (2) 市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証等の交付

入札参加申込等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、後日、「市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕」、「入札書〔様式第5〕」を交付します。

### (3) 入札参加申込の留意事項

代理人が入札参加申込する場合は、委任状を必ず提出してください。

## 6. 入札保証金

---

### (1) 金額及び納入方法

入札物件一覧表に記載のある入札保証金を、あらかじめお送りする半田市水道事業が発行する納入通知書により事前に金融機関において納入し、その領収書の写しを入札書等とともに提出してください。

### (2) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には後日還付します。落札者の入札保証金は、土地貸付契約後に還付します。なお、入札保証金には利子を付しません。

### (3) 契約保証金への充当

入札保証金は、落札者からの申出により契約保証金の一部に充当することができます。

### (4) 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由なく落札日から30日以内に貸付契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、納付された入札保証金は半田市水道事業に帰属するため、落札者に還付しません。

## 7. 入札金額

---

入札金額は、貸付料の月額を記載してください。

本件契約は非課税取引となるため、表示した最低入札価格には消費税及び地方消費税額を含みませんので、入札金額も消費税及び地方消費税を含まない額を記載してください。

## 8. 入札

---

入札参加受付後に半田市水道事業から送付する入札書〔様式第5〕を使用します。

なお、提出期限までに入札書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

### (1) 入札書の提出について

|      |                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出方法 | 半田市役所水道部上水道課まで <u>持参してください。</u><br>(入札参加資格の確認のため、半田市水道事業から送付した <u>市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕</u> をお持ちください。) |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|      |                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>入札書〔様式第5〕は、封かんの上、以下の項目を封筒に表記したものを提出してください。</p> <p>① 半田市水道部上水道課（半田市水道事業）</p> <p>② 物件番号 1</p> <p>③ 所在番地 半田市星崎町一丁目7番、一丁目8番</p> <p>④ 商号又は名称</p> <p>⑤ 入札書在中（朱書き）</p> |
| 提出書類 | <p>① 入札書〔様式第5〕</p> <p>② 委任状（代理人が入札書を提出する場合に限ります。）〔様式第2〕</p>                                                                                                        |
| 提出期限 | 令和7年11月19日（水）午後5時00分まで                                                                                                                                             |

#### 入札にあたっての留意事項

- ア 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンなど消すことができる筆記用具は使用できません。
- イ 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名押印してください。
- ウ 金額の記入には、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「金」または「¥」をつけてください。
- エ 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記名押印してください。
- オ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- カ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

#### (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 所定の入札書によらない入札
- ウ 最低入札価格に達しない金額を記載した入札
- エ 入札者又は代理人の記名押印のない入札
- オ 所定の委任状を提出していない代理人がした入札
- カ 入札参加者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の記名欄に、申込人代表者名と代理人名の連記のない入札
- キ 入札金額又は申込人代表者名その他主要部分が識別し難い入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 入札金額を訂正した入札
- ケ 入札に関し不正な行為により行われた入札
- コ その他、この実施要領に定める入札に関する条件に違反した入札

## 9. 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状〔様式第2〕を提出してください。（入札時に委任状を提出している場合は不要）

|                |      |                  |         |
|----------------|------|------------------|---------|
| 開札日時及び<br>開札会場 | 受付時間 | 令和7年11月20日（木）    | 10時00分～ |
|                | 開札時間 | 令和7年11月20日（木）    | 10時30分  |
|                | 会 場  | 半田市役所 会議室401（4階） |         |

### (1) 開札時の留意事項

- ア 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- イ 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

### (2) 落札者の決定

- 開札は入札後、直ちに行い、落札者の決定は、次の方法によるものとします。
- ア 有効な入札のうち、最低入札価格以上で、かつ最高金額の入札者を落札者としします。
  - イ アに該当する同価格の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

### (3) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、地目、実測面積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、半田市ホームページにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

## 10. 貸付契約

### (1) 契約の内容

本件は、地方自治法第238条の5の規定に基づく貸付契約となります。

貸付期間は、令和7年12月1日（月）から令和9年9月30日（木）（予定）までとなります。

### (2) 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の貸付であることを理解し、面積その他物件概要に記

載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または貸付代金の減額等を請求することができないこととします。

### (3) 貸付代金の支払方法

落札者は、半田市水道事業が発行する納入通知書により、指定期日までに初回の貸付料を納入していただきます。

## 1 1. 契約保証金

---

### (1) 金額及び納入方法

契約保証金は、貸付料の3か月分に相当する額とします。半田市水道事業が発行する納入通知書により、貸付契約締結日までに納付していただきます。

### (2) 契約保証金の充当

契約保証金は、貸付料の一部に充当します。

## 1 2. その他

---

### (1) 地域貢献等

本件土地の使用に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いします。

### (2) 入札執行の延期等

入札前に、天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、または取り消すことがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を半田市水道事業に請求することはできません。

### (3) その他

入札方法等について市長から指示事項があった場合は、これを遵守してください。

## 1 3. 問い合わせ先

---

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地  
半田市水道部上水道課料金担当  
TEL(0569)84-0680(ダイヤルイン)

# 物件概要

|      |                   |         |                |
|------|-------------------|---------|----------------|
| 物件番号 | 1                 | 最低入札価格  | 156,823円       |
| 所在地  | 半田市星崎町一丁目7番、一丁目8番 |         |                |
| 地積   | 登記簿               | 982.07㎡ | 実測 1049.85㎡    |
| 地目   | 登記簿               | 宅地      | 現況 宅地 土地の状況 更地 |

|                        |       |        |             |       |      |
|------------------------|-------|--------|-------------|-------|------|
| 建築<br>に<br>基<br>づ<br>く | 都市計画法 | 都市計画区域 | 市街化区域       |       |      |
|                        |       | 用途地域   | 第一種低層住居専用地域 |       |      |
|                        |       | 指定建ぺい率 | 60%         | 指定容積率 | 100% |
|                        |       | 防火指定   | 建築基準法22条地域  | 高度指定  | —    |
|                        | その他制限 | —      |             |       |      |

|         |                            |   |       |   |
|---------|----------------------------|---|-------|---|
| 接面道路の状況 | 北側市道(幅員約11m) 東側市道(幅員約2.5m) |   |       |   |
| 私道の負担等  | 負担の有無                      | 無 | 負担の内容 | — |

|        |     |        |             |               |          |
|--------|-----|--------|-------------|---------------|----------|
| 建<br>築 |     | 配管等の状況 | 照 会 先       |               |          |
|        | 電 気 | 有      | 中部電力ミライズ(株) | (0120)921-691 |          |
|        | 上水道 | 有      | 半田市上水道課     | (0569)84-0681 | (ダイヤルイン) |
|        | 下水道 | 有      | 半田市下水道課     | (0569)84-0675 | (ダイヤルイン) |
|        | ガ ス | 有      | 東邦ガス(株)     | (0570)783-987 |          |

|      |  |
|------|--|
| 特記事項 |  |
|------|--|

# 位置図



様式第 1

市有土地貸付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号 — —

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号 — —

令和 7 年 1 1 月 2 0 日執行の市有土地貸付一般競争入札に参加したいので入札参加を申し込みます。

| 物件番号 | 所在地番<br>(半田市)            | 地目 | 対象面積(㎡) | 用途地域        |
|------|--------------------------|----|---------|-------------|
| 1    | 星崎町一丁目 7 番<br>星崎町一丁目 8 番 | 宅地 | 1049.85 | 第一種低層住居専用地域 |

(注意事項)

- 1 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

様式第 1

## 記入例

委任状(様式第 2)・誓約書(様式第 3)は同じ日付を記入してください。

### 市有土地貸付一般競争入札参加申込書

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長 殿

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。  
電話番号は必ず記入してください。

申込 人 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地  
氏名又は名称 株式会社半田  
及び代表者名 代表取締役 半田 太郎  
電 話 番 号 0569 - 21 - 3111

代理 人 住 所 半田市東洋町二丁目 1 番地の 1  
氏名又は名称 東洋 次郎  
及び代表者名  
電 話 番 号 0569 - 84 - 0680

令和 7 年 11 月 20 日執行の市有土地貸付一般競争入札に参加したいので入札参加を申し込みます。

| 物件番号 | 所在地番<br>(半田市)            | 地目 | 対象面積(㎡) | 用途地域        |
|------|--------------------------|----|---------|-------------|
| 1    | 星崎町一丁目 7 番<br>星崎町一丁目 8 番 | 宅地 | 1049.85 | 第一種低層住居専用地域 |

(注意事項)

1 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

様式第2

## 委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

次の物件に係る市有土地貸付一般競争入札に関する一切の権限

| 物件番号 | 所在地番<br>(半田市)        | 地目 | 対象面積(m <sup>2</sup> ) | 用途地域        |
|------|----------------------|----|-----------------------|-------------|
| 1    | 星崎町一丁目7番<br>星崎町一丁目8番 | 宅地 | 1049.85               | 第一種低層住居専用地域 |

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号 — —



様式第2

## 記入例

### 委任状

市有土地貸付一般競争入札参加申込書(様式第1)と一致させてください。

代理人 住所 半田市東洋町二丁目1番地の1

氏名 東洋 次郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

#### 記

次の物件に係る市有土地貸付一般競争入札に関する一切の権限

| 物件番号 | 所在地番<br>(半田市)        | 地目 | 対象面積(m <sup>2</sup> ) | 用途地域        |
|------|----------------------|----|-----------------------|-------------|
| 1    | 星崎町一丁目7番<br>星崎町一丁目8番 | 宅地 | 1049.85               | 第一種低層住居専用地域 |

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所 半田市東洋町二丁目1番地  
氏名又は名称 株式会社半田  
及び代表者名 代表取締役 半田 太郎  
電 話 番 号 0569 - 21 - 3111

様式第3

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和    年    月    日

半 田 市 長        殿

申込人 住            所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号

—                    —

## 記入例

### 誓約書

下記事項について、誓約いたします。

#### 記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長      殿

|     |         |   |                  |
|-----|---------|---|------------------|
| 申込人 | 住       | 所 | 半田市東洋町二丁目1番地     |
|     | 氏名又は名称  |   | 株式会社半田           |
|     | 及び代表者名  |   | 代表取締役 半田 太郎      |
|     | 電 話 番 号 |   | 0569 - 21 - 3111 |

様式第4

市有土地貸付一般競争入札参加申込受付証

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 殿

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 殿

半田市水道事業  
半田市長 久 世 孝 宏

令和7年11月20日執行の市有土地貸付一般競争入札への参加申込を受付けました。

| 物件番号 | 所在地番<br>(半田市)        | 地目 | 対象面積(㎡) | 用途地域        |
|------|----------------------|----|---------|-------------|
| 1    | 星崎町一丁目7番<br>星崎町一丁目8番 | 宅地 | 1049.85 | 第一種低層住居専用地域 |

| 受付年月日 | 受付番号 |
|-------|------|
|       |      |

様式第5

入札書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

|     |         |   |   |    |
|-----|---------|---|---|----|
| 申込人 | 住 所     |   |   |    |
|     | 氏名又は名称  |   |   |    |
|     | 及び代表者名  |   |   | 実印 |
|     | 電 話 番 号 | — | — |    |
| 代理人 | 住 所     |   |   |    |
|     | 氏名又は名称  |   |   |    |
|     | 及び代表者名  |   |   | 印  |
|     | 電 話 番 号 | — | — |    |

下記の金額をもって入札します。

記

[illegible]

| 物件番号 | 所在地番<br>[半田市] |
|------|---------------|
| 1    | 星崎町一丁目7番      |
|      | 星崎町一丁目8番      |

(注意事項)

1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

## 記入例

## 入札書

令和7年11月19日

半田市 長 殿

申込人 住 所 半田市東洋町二丁目1番地  
 氏名又は名称 株式会社半田  
 及び代表者名 代表取締役 半田 太郎  
 電 話 番 号 0569 - 21 - 3111

半田

代理人 住 所 半田市東洋町二丁目1番地の1  
 氏名又は名称 東洋 次郎  
 及び代表者名  
 電 話 番 号 0569 - 84 - 0680

東洋

下記の金額をもって入札します。

記

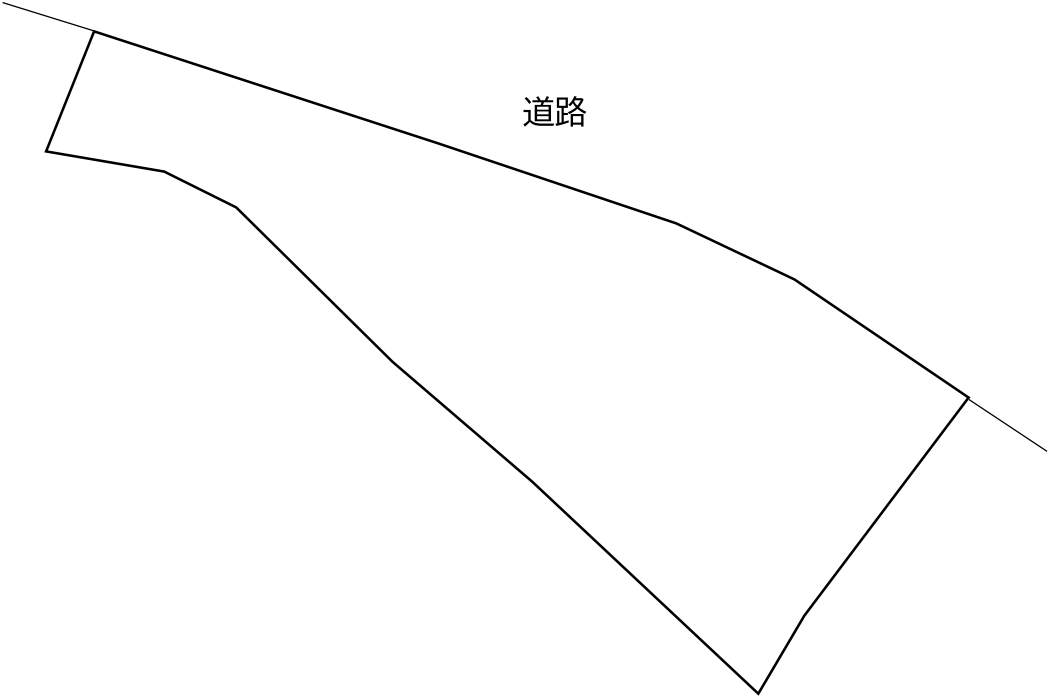
|      |  | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 |   |
|------|--|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 |  |    | 金  | 2  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |

| 物件番号 | 所在地番<br>[半田市] |
|------|---------------|
| 1    | 星崎町一丁目7番      |
|      | 星崎町一丁目8番      |

(注意事項)

1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

土地利用計画書

|                                                                                      |  |      |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--|------|---|
|                                                                                      |  | 物件番号 | 1 |
| 申込人                                                                                  |  |      |   |
| 土地利用の目的                                                                              |  |      |   |
| 計画図                                                                                  |  |      |   |
|  |  |      |   |

## 市有財産有償貸付契約書（案）

貸付人 半田市水道事業（以下「甲」という。）と借受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の有償貸付契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

| 所在地                        | 区分 | 面積       |
|----------------------------|----|----------|
| 半田市星崎町一丁目7番<br>半田市星崎町一丁目8番 | 土地 | 1049.85㎡ |

### （指定用途）

第3条 乙は、貸付期間中において、貸付物件を駐車場その他の一時的な敷地利用の用に供するものとして使用しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年12月1日から令和9年9月30日までとする。

2 前項に定める貸付期間が満了したときは、本契約は当然に終了するものとし、期間の延長又は更新は行わないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、貸付期間を延長する必要がある場合は、新たに契約を締結するものとする。

### （貸付金額）

第5条 貸付料の総額は、●●●万円とする。

2 乙は、貸付料を、市が別に発行する納入通知書により、以下の期日までに納入するものとする。

| 支払の対象となる貸付期間                  | 貸付料  | 指定期日          |
|-------------------------------|------|---------------|
| 令和7年12月1日（月）～<br>令和8年3月31日（火） | 〇〇〇円 | 令和7年12月26日（金） |
| 令和8年 4月1日（水）～<br>令和9年3月31日（水） | 〇〇〇円 | 令和8年 4月30日（木） |
| 令和9年 4月1日（木）～<br>令和9年9月30日（木） | 〇〇万円 | 令和9年 4月30日（金） |

3 甲が第14条第1項に基づき本契約を解除した場合において、乙が既に納入した貸付料に未経過期間があるときは、当該未経過分に相当する金額を日割計算により算定し、乙に返還するものとする。

4 前項の場合を除き、いかなる理由による契約の解除であっても、既に納入した貸付料



は返還しないものとする。

(担保責任)

第6条 乙はこの契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵があることを発見しても、既納の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、貸付物件を第3条に定める用途以外に使用し、又は使用权を譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。

(維持保全義務)

第8条 乙は、貸付物件を善良な管理者としての注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を与えた場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(維持費用等)

第9条 貸付期間中における貸付物件の維持保全に要する経費は、乙の負担とする。

2 乙は、草刈りその他必要な管理を行い、貸付物件及びその周辺が近隣の迷惑とならないよう、適切な維持管理に努めるものとする。

(通知義務)

第10条 乙は、貸付物件の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、貸付物件について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、この調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(原状変更等の制限)

第12条 乙は、貸付物件の形質を変更し、又は構築物その他の工作物を設置しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の承諾を得て工作物等を設置した場合であっても、貸付期間満了又は契約解除の際には、自己の費用負担によりこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 貸付物件の維持管理が適切でないとき。

- (3) 乙が貸付料を指定期日までに納めないとき。
- (4) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 2 前項第2号から第4号のいずれかに該当し、この契約を解除した場合、乙が損失を被ることがあっても、甲はその損失を補償しない。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責を負わない。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前各号の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(貸付物件の返還)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付物件を甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

- (1) 第13条第1項各号のいずれかに該当し、この契約が解除された場合
- (2) 第14条第1項各号のいずれかに該当し、この契約が解除された場合
- 2 乙は、貸付物件を返還するにあたっては、自己の費用負担により原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があっても、甲に対し、その償還等の請求をすることができない。

(1)第13条第1項各号のいずれかに該当し、この契約が解除された場合

(2)第14条第1項各号のいずれかに該当し、この契約が解除された場合

(損害賠償)

第17条 甲は、貸付物件に関して発生した事故について、一切の責任を負わない。乙は、乙の責に帰する事由により貸付物件を損傷したときは、貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

2 前項に規定する場合のほか、乙がこの契約に定める義務に違反し、又は義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(現地確認)

第18条 甲及び乙は、貸付物件の引渡し及び返還に際し、立会のうえその状況を確認するものとする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年11月●●日

貸付人(甲) 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市水道事業  
半田市長 久世孝宏

借受人(乙) ●●市●●町●丁目●●番地の●  
●●●●法人  
●●●●●●●●